

I. 概要

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「財政健全化法」という。）が制定されました。この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。

地方公共団体（都道府県・市町村及び特別区）は平成19年度決算から毎年度健全化判断比率（下記1. ①～④）を、また公営企業会計においては、資金不足比率（下記1. ⑤）を算定し、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することとなります。

また、平成20年度決算からは、資金不足比率及び健全化判断比率においてはいずれか1つでも基準以上であると、経営健全化、早期健全化又は財政再生に向けた計画等を策定することが義務付けられます。

1. 健全化判断比率

①実質赤字比率

（一般会計等を対象とした実質赤字の※1標準財政規模に対する比率）

②連結実質赤字比率

（全会計を対象とした実質赤字又は資金不足額の標準財政規模に対する比率）

③実質公債費比率

（公債費及び公債費に準じた経費の割合を示す比率・3ヶ年平均）

④将来負担比率

（地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率）

⑤資金不足比率

（公営企業会計の事業の規模に対する資金不足の比率）

※1 標準財政規模・・・地方公共団体が標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模。（標準税収入額等＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額）

2. 早期健全化基準以上は、自主的な改善努力による財政健全化を図ることとなります。

- 財政健全化計画の策定（議会の議決必要）、外部監査の要求の義務付け。
- 実施状況を毎年度議会に報告し公表。
- 早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告をする。

3. 財政再生基準以上は、国等の関与による確実な再生を図ることとなります。

- 財政再生計画の策定（議会の議決必要）、外部監査の要求の義務付け。
- 財政再生計画は、総務大臣に協議し、同意を求めることができる。
〔同意無〕災害復旧事業等を除き、地方債の起債を制限。
〔同意有〕収支不足額を振り替えるため、償還年限が計画期間内である地方債（再生振替特例債）の起債が可能。
- 財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、予算の変更等を勧告。

4. 経営健全化基準以上は、自主的な改善努力による経営健全化を図ることとなります。

- 経営健全化計画の策定（議会の議決必要）、外部監査の要求の義務付け。
- 実施状況を毎年度議会に報告し公表。
- 経営健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣又は知事が必要な勧告をする。

II. 平成22年度健全化判断比率と資金不足比率

平成22年度における鋸南町の健全化判断比率及び公営企業会計（水道・病院）の資金不足比率は以下のとおりとなりました。

健全化判断比率	平成22年度	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—%	15.00%	20.00%
②連結実質赤字比率	—%	20.00%	35.00%
③実質公債費比率	22.5%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	152.1%	350.0%	基準なし

※①と②の比率「—%」は赤字が無いため、比率が無いという意味です。

※②連結実質赤字比率の財政再生基準については、3年間の経過的な基準（市町村は40%⇒40%⇒35%）を設けます。

資金不足比率	平成22年度	経営健全化基準
鋸南町水道事業会計	—%	20.0%
鋸南町病院事業会計	—%	20.0%

◎鋸南町における健全化判断比率と資金不足比率は、いずれも基準以下でした。

III. 議会への報告

平成23年第5回鋸南町議会定例会（9月6日開催）で、町長は監査委員の審査に付した健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の意見を付けて報告致しました。